

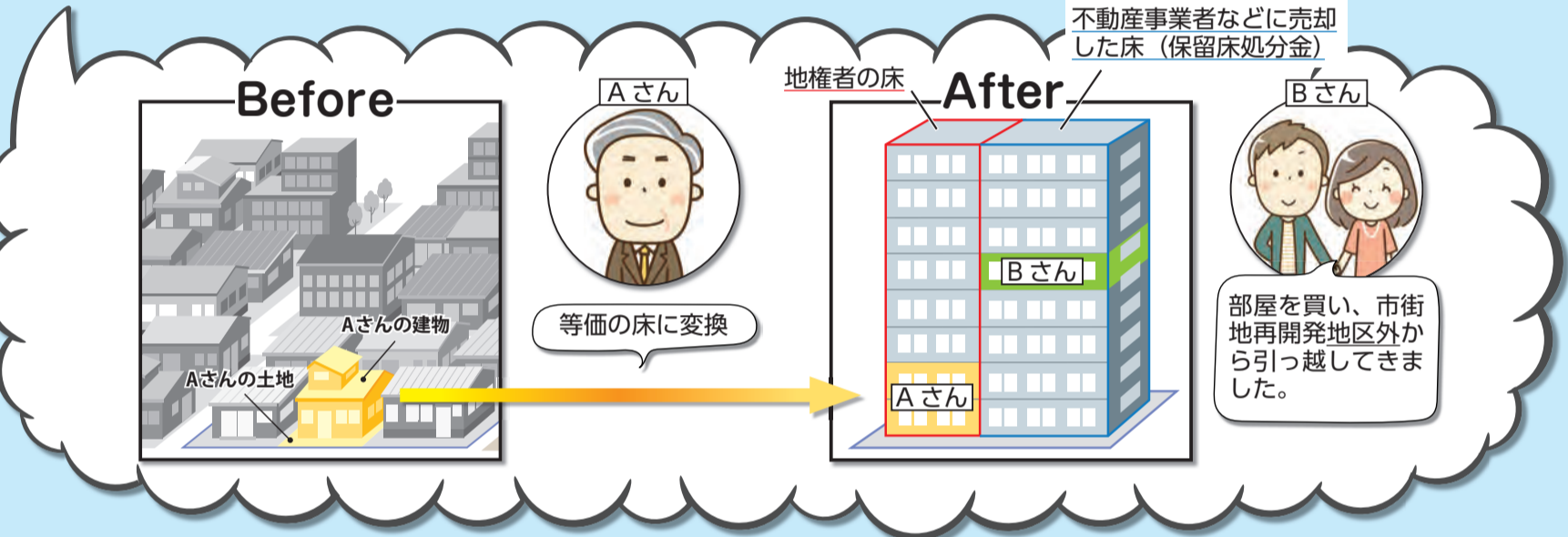
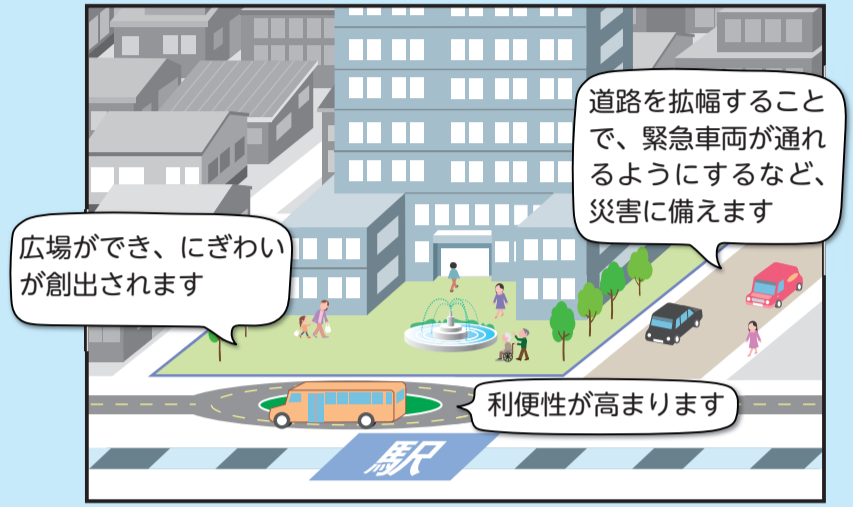
市街地再開発事業により、災害に強く燃え広がらない街にするため  
不燃建築物や道路・交通広場などの公共施設整備に

# 国や都、区が事業費を補助しています

## ●市街地再開発事業とは…

駅周辺で道路が狭く、老朽化した建物が密集した地区において、既存の建物を新しいビルに建て替えて、道路や広場などを整備する事業です。

市街地再開発事業は、再開発組合（ページ右下参照）などが施行します。再開発組合はビルを建て、床の一部を事業に参画している不動産事業者などに売却します。この売却したお金のことを、ほりゆうしようしよぶんきん保留床処分金と言ひ、事業の財源にします。



市街地再開発事業は、区民の皆さんにとってより住みやすい街となるように、不燃建築物や道路・交通広場などの公共施設整備を行う公共性の高い事業であることから、再開発事業を施行する再開発組合へ、国や都、区が事業費を補助します

**再開発事業に補助されるお金**

区の代わりに再開発組合が行う道路や広場の整備費、再開発で整備する建物の設計費や廊下、エレベーターなどの共用部分の工事費などに補助金が支払われます。

国

都

区

**再開発組合**

再開発組合は、再開発地区内の土地に権利（所有権・借地権）を持つ地権者が組合員となり、再開発事業を施行します。

収入

支出

|  |   |  |
|--|---|--|
| <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保留床処分金</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;">補助金 (※)</div> | = | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">設計費・工事費・<br/>補償費 (引っ越しや工事期間中の仮住居費など)</div> |
|--|---|--|

(※) 予算上の負担金・交付金を含む